**自由民主党鳥取県支部連合会規約**

昭三一、三、三　　実　　施

昭四三、一、一七　一部改正

昭四五、六、二　　一部改正

昭五三、六、二八　一部改正

昭五八、五、五　　一部改正

平五、五、二九　　一部改正

平七、六、一〇　　一部改正

平一五、六、二八　一部改正

平一六、五、一五　一部改正

平一八、五、二八　一部改正

平二七、九、二〇　一部改正

第　一　章　　総　　　　　則

第 一 条　本支部連合会は、自由民主党鳥取県支部連合会と称し事務所を鳥取市に置く。

第 二 条　本支部連合会は支部の連合体であって、党の目的達成のため党本部との関係を緊密に保ちつつ所属支部を統轄する。

第 三 条　本支部連合会は鳥取県内にある選挙区支部、地域支部並びに職域支部を以て構成する。

第　二　章　　執　行　機　関

第一節　会長及び副会長

第 四 条　本支部連合会に会長一名及び副会長若干名を置く。

２　本支部連合会に必要に応じ、会長代行を置くことができる。

３　連合会長は、本支部連合会を代表し、支部連合会の党務を総轄する。

４　会長代行は、会長の旨を受けて、その職務を代行する。

５　副会長は連合会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

６　会長は、別に定める「自由民主党鳥取県支部連合会会長公選規程」により選出する。

７　会長代行は、総務会の承認を受けて、会長が決定する。

第二節　幹事長及び副幹事長

第 五 条　本支部連合会に幹事長一名、副幹事長若干名を置く。

２　幹事長は支部連合会長を補佐し、支部連合会の党務を執行する。

３　副幹事長は支部連合会長を補佐し、幹事長事故あるときはその職務を代行する。

４　副幹事長は総務会の承認を受けて幹事長が決定する。

第三節　組織委員会及び部

第 六 条　本支部連合会に党の組織活動を統一し、かつ拡充強化するため組織委員会を置く。

第 七 条　組織委員会に委員長一名、副委員長及び委員若干名を置く。

２　委員長は委員会の運営に当りその部局を指揮しかつ管轄する。

３　副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

４　副委員長及び委員は総務会の承認を受けて組織委員長が決定する。

第 八 条　組織委員長の管掌のもとに次の部局を置き、各部局に部局長及び副部局長若干名を置く。

一、青　年　局

二、青　年　部

三、女　性　局

２　部局長、副部局長は組織委員長が決定する。

　　但し、青年局、青年部、女性部については各部局の推薦を得て組織委員長が決定する。

３　青年局、青年部、女性局の構成は別に定める。

４　各部局長は組織委員会の委員をかねる。

第四節　広報委員会

第 九 条　本支部連合会に党の広報活動を強化し、かつ推進するため広報委員会を置く。

第 十 条　広報委員会に委員長一名、副委員長及び委員若干名を置く。

２　委員長は委員会の運営に当り、その部局を指揮し、かつ管掌する。

３　副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

４　副委員長及び委員は、総務会の承認を受けて広報委員長が決定する。

第五節　財務委員会

第十一条　党財政の強化並びに組織化を推進するため財務委員会を置く。

２　財務委員会に委員長一名、副委員長及び委員若干名を置く。

３　財務副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

４　財務副委員長及び委員は総務会の承認を受けて財務委員長が決定する。

第六節　党役員会

第十二条　本支部連合会の党務運営の円滑化に資するため、党役員会を置く。

２　党役員会は、会長、副会長、各機関の長及び必要に応じて会長が指名するものをもって構成し、会長が招集する。

第　三　章　　議　決　機　関

第一節　支部連合会大会

第十三条　支部連合会大会は本支部連合会の最高の決議機関であって大会代議員、支部連合会役員を以て構成する。

第十四条　支部連合会大会は、毎年一回総務会の議を経て、支部連合会長が招集する。

　　但し、総務会において支部連合会大会を開催すべきことを議決したとき、又は構成支部の三分の一以上から支部連合会大会を開催すべきことの要求があったときは、臨時支部連合会大会を招集すべきものとする。

第十五条　大会議長、副議長はそのつど大会において選出する。

第十六条　大会代議員は各支部より別に定める大会代議員規程により選出する。

第十七条　支部連合会大会は出席した代議員をもって構成する。

第十八条　支部連合会大会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第十九条　支部連合会大会は、副会長、幹事長、総務会長、政務調査会長、組織委員長、広報委員長、財務委員長、党紀委員長、会計監督、県民運動本部長を選任する。

第二十条　支部連合会大会に提出する議案は、支部連合会大会開催の前に各支部に送付するものとする。

第二節　総務会

第二十一条　支部連合総務会は総務をもって構成し、支部連合会の運営に関する重要事項を審議決定する。

第二十二条　総務はそれぞれ次の各号に定める方法によって選任する。

一、各地域支部及び職域支部からの推薦によるもので、所属の党員数に一〇〇分の二を乗じた数の党員。但し、小数点以下四捨五入とする。

二、県支部連合会長指名のもの。

第二十三条　総務会に会長一名、副会長若干名を置く。

２　総務会長は、県連執行機関の提案により総務会を招集し議長としてその運営に当る。

但し、総務の三分の一以上から総務会を開催すべきことの要求があったときは、速かに総務会を招集すべきものとする。

３　総務副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

４　総務副会長は総務会の承認を受けて総務会長が決定する。

第二十四条　総務会の議事は出席者の過半数で決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第二十五条　総務会は県支部連合会長及び幹事長並びに総務会長との合議を経て、特に緊急を要する事項に関しては総務会で決定する。

２　総務会の決定は次の党大会に報告し、その承認を受けなければならない。

第三節　常任総務会

第二十六条　総務会の代行機関として常任総務会をおき、緊急案件を処理することが出来る。

第二十七条　常任総務は県支部連合会長が決定する。但し、地域支部支部長三名、職域支部支部長三名を含む。

第二十八条　総務会の議決に代えた常任総務会の決定は次の総務会に報告し、その承認を受けなければならない。

第　四　章　　政務調査会

第二十九条　本支部連合会に政策の調査研究及び立案のため政務調査会を置く。

第三十条　政務調査会に会長一名、副会長及び委員若干名を置く。

２　政務調査会長は政務調査会の運営に当り、且つこれを管掌する。

３　政務調査会副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

４　政務調査会副会長及び委員は、総務会の承認を受けて政務調査会長が決定する。

第三十一条　政務調査会に政策の調査研究及び立案の為、県議会常任委員会ごとに各対策部を設け各部に部長一名、副部長若干名を置く。

２　部長、副部長は政務調査会長が決定する。

第三十二条　必要があるときは政務調査会の議を経て政務調査会長は特別対策部を設けることができる。

第　五　章　　選挙対策委員会

第三十三条　本支部連合会に公認候補者の選考並びに選挙対策を樹立するため選挙対策委員会を置く。

第三十四条　選挙対策委員会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、総務会長、政務調査会長、組織委員長、広報委員長、党紀委員長、財務委員長、県民運動本部長、国会議員顧問、青年局長、青年部長、女性部長、地域支部支部長一名、職域支部支部長一名をもって構成する。

２　前記の構成員の外、選挙の種別により支部連合会会長指名の委員を適宜追加することが出来る。

第三十五条　選挙対策委員会に選挙対策委員長一名及び副委員長若干名を置く。

２　選挙対策委員長は選挙対策委員会を招集し議長としての運営に当る。

３　副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

４　選挙対策委員長及び副委員長にはそれぞれ支部連合会長及び副会長が当る。

　　但し、選挙の種別により選挙対策委員長及び副委員長はこの都度委員の互選によることが出来る。

５　公認候補の選考基準は別に定める。

第　六　章　　党紀委員会

第三十六条　党の規律を保持し、かつ党風を振興するため党紀委員会を置く。

第三十七条　党紀委員会は党紀委員六名をもって構成し県連大会において選任する。

第三十八条　党紀委員会に委員長及び副委員長一名を置き、委員が互選する。

２　委員長は党紀委員会を招集し議長としてその運営にあたる。但し、委員の過半数から招集すべき要求があったときは、党紀委員長は委員会を招集しなければならない。

３　副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代行する。

第三十九条　党紀委員会は党の規律保持及び党員の賞罰に関して調査と審議を行ない、表彰又は処罰の意見を付して支部連合会長に報告するものとする。

２　党紀委員会は党員の行為が党紀違反に当る行為となるおそれがあると認めるときは、説明を求め又は注意を促することが出来る。

３　党紀委員会は必要に応じて県支部連合会及び支部の各機関又は組織を審査することができる。

第四十条　党紀委員会は委員の過半数が出席して成立し、出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第四十一条　処罰事項については該当者に対し党紀委員会において弁明の機会を与えなければならない。

２　党紀委員会の処分に不服のある者は、処分通達の日から十日以内に県支部連合会長に対し、理由を明らかにして再審査の請求をすることが出来る。この場合県支部連合会長は総務会の議に付し、総務会において相当の理由があると認める旨の決定があったときは党紀委員会に再審査をさせなければならない。

３　県連の処分に不服のある者は、党本部党紀委員会に理由を明らかにして審査の請求をすることが出来る。

第　七　章　　会　計　監　督

第四十二条　本支部連合会に会計監督三名を置き、支部連合会の経理を監査する。

第　八　章　　その他の機関

第一節　顧問及び相談役

第四十三条　本支部連合会に顧問及び相談役若干名を置くことが出来る。

第四十四条　顧問及び相談役は随時会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第四十五条　顧問及び相談役は総務会の議を経て会長が委嘱する。

第二節　特別の機関

第四十六条　支部連合会は必要に応じ県支部連合会長判断により、臨時に特別の機関を設けることが出来る。

第　九　章　　役員の任期

第四十七条　本規約に定める役員の任期は二ヶ年とする。但し、平成十九年度より実施する。

第四十八条　役員はその任期が満了した後でも、後任者が決定するまでは引き続きその職にあるものとする。

第　十　章　　地　方　組　織

第四十九条　地域支部は、原則として平成の合併以前の旧市町村を単位とし、党員三十名以上をもって組織する。但し、各市においては、校区を単位として支部を置くことができる。

２　全国組織委員委員会の定めた職域支部設置要綱及び取扱い方針に準拠して職域組織を設置することが出来る。

３　新たな党支部の設置要綱に基づく、地方選挙区支部を置くことができる。

第五十条　支部を設置するには別に定めた支部の設立及び運営に関する内規による規約並びに党員名簿、それに役員の氏名及び住所を県支部連合会に提出し、組織委員会の議を経てその承議を受けなければならない。

２　各支部はその役員の異動ありたる場合には、氏名及び住所を県支部連合会に報告しなければならない。

第 十一 章　　党　　　　　籍

第五十一条　本党に入党しようとするものは、党員一名の紹介により氏名、住所、年令、職業、その他所定の事項を記載した入党申込書を当該支部及び県支部連合会に提出し、その承認を受けなければならない。

　　但し特別の事由がある場合は県支部連合会において入党を承認することが出来る。

２　県支部連合会は入党を承認した時はその旨を速かに当該支部及び党本部に報告しなければならない。

第五十二条　本党から離党しようとする者は、当該支部及び県支部連合会に届けなければならない。

第五十三条　離党した者又は除名された者が党に復帰しようとするときは、県連規約五十一条の手続きによるものとする。この場合において、復帰の承認をしようとするときは、党紀委員会の審査を経なければならない。

第五十四条　党員で一般党費を二年継続して定められた期日までに納入せず、かつ、所定の督促にもかかわらず納入しないときは除籍することが出来るものとする。

第 十二 章　　賞　　　　罰

第五十五条　県支部連合会長は、党活動に功績のあった党員に対し党紀委員会の議を経て表彰を行なうことができる。

第五十六条　党員は次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは党規律規約の定めるところにより処分を受けるものとする。

　一、党の規律をみだす行為。

　二、党員たる品位をけがす行為。

　三、党議にそむく行為。

第五十七条　県連規約に基づく賞罰については、党則に準じるものとする。

第五十八条　前各条の賞罰に該当する者を県連において表彰又は処罰した場合は党本部に報告し、党則に基づく賞罰の場合は党本部に表彰を上申し、処罰の場合は処分を求めなければならない。

第 十三 章　　会計及び予算

第五十九条　本支部連合会の経費は、一般党費、特別党費、本部還元金、助成金、寄付金等を充てる。

２　党員は党本部で定められた一般党費を毎年十二月末日までに納入しなければならない。

３　党県連役員、党所属国会議員、地方公共団体の首長及び地方議会議員が負担する特別党費は総務会の議を経て別に定める。

第六十条　本支部連合会の運営のため予算を定める。

２　毎会計年度の予算及び決算は、財務委員会の議決を経て、会長が調整のうえ、支部連合会大会に提出しその承認を受けなければならない。

第六十一条　本支部連合会の会計年度は毎年四月一日に始まり、三月三十一日に終わる。

第 十四 章　　事務局

第六十二条　本支部連合会の業務を処理するため、事務局を設け必要な事務職員を置く。

２　事務局の構成、職員の服務その他の事項は別に事務局規程に定める。

第 十五 章　　規約の改正

第六十三条　本規約の改正は、支部連合会大会の議を経て行うものとする。

附　則

この規程は、平成２７年９月２０日から施行する。

◯大会代議員規程

第 一 条　支部連合会大会の代議員は党規約第十六条に基き、本規程の定めるところにより選出する。

第 二 条　大会代議員は、支部連合会に届出された党員で次の各号に定めるものとし、平等の選挙権を行使するものとする。

一、党所属の県議会議員にして支部連合執行機関の役員を除く全員。

二、市町村支部及び職域支部の支部長。

三、支部連合会執行機関の役員を除く役員全員。

四、各市町村支部及び職域支部所属の党員数に百分の五を乗じた数の党員。

但し、小数点以下四捨五入とする。

２　第一項第四号にある党員数とあるは、支部連合会大会開催年の前年の党本部届出党員数をいう。

第 三 条　本支部連合会大会代議員規程は昭和四十六年度大会から施行する。